

にお集まりいただき、情報をお互いに交換しながら少しでもいじめ防止に繋がっていく何かいいものが出てこないかというようなものですので、忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思います。

話は変わりますが、こんなタイトルの絵本があります。『ママのスマホになりたい』。ある方から紹介していただいたのですが、このタイトルがとても気になってすぐに取り寄せて読みました。なるほどと大変納得できる絵本です。どう思われますか、このタイトルについて。簡単に説明しますと、「僕がいてママがいる。僕はママが大好きだ。ママも僕のことをきっと好きだ。僕はママに一杯お話したいので『ママ』と話しかける。ママは『あとでね』と言いながらいつもスマホを触っている。赤ちゃんが生まれたら、ママは、今度は赤ちゃんに付きっきりになって、僕は一層ママと話す機会が無くなった。僕はストライキを起こしてママに反抗する。でも、ママはそれに気づいて僕と仲直りした。『スマホはあなたがいないときにするね。ママはあなたのことを大事にするね』と。」といった内容です。スマホの話題を取り上げているのですが、どうですか、身の回りにそういった場面は多くないですか。電車の中、子どもの隣でお母さんがスマホを一生懸命やっていて、子どもが話しかけても「そっちをやってなさい」と、子どもは子どもでスマホやゲームをやっている。病院等でもそういう光景をよく見かけます。今、保育園の新入園手続き期間なのですが、その手続きを待つ間でも、スマホを見ているお母さんが子どもの相手をせずに子どもが自由に走り回っている状況があります。こうした子どもたちが大人になっていくと、人と心が通じ合う関係がとても少なくなっていくのではと感じています。お母さんたちが早く気づいて子どもとの会話を最優先することにより、子どもは、心は通じ合う、ということを実感し、そういった子どもたちが小中学校へ上がってきてほしいなと思いますし、そういう気づきがあるように私たちがいろいろな働きかけをしていかなければいけないと思います。この他、『子どもが育つ魔法の言葉』という以前、評判になっていた本があります。その本には、優しい環境に育った子は優しい子になっていくし、愛情たっぷりに育てられた子からは愛がたくさん出てくると書かれていました。逆に嫌な思いをしたり、いつも何かしらの皮肉を言われたりするような環境で育った子どもたちは、反対に育っていくのだろうなと感じました。

岩倉市は、できる限り子どもたちを優しい環境で育てたいですし、愛情一杯、子どもたちを大事にするような市でありたいと思っています。今日の会議では、ぜひそういったものが少しでも岩倉市に溢れてくるよう、子どもたちがそんな風に育っていつてくれるような話し合いができたらと思います。皆様にぜひお力添えを頂きたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

事務局：次に次第4委員紹介です。名簿の順に自己紹介の形でお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

(自己紹介) 名簿順

ありがとうございました。

次に会長の選任に移りたいと思います。岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条第1項の規定により会長は委員の互選によることとされています。委員の皆様からどなたかご推薦いただけませんか。

ご意見もございませんので、事務局からご提案をさせて頂くこととしてよろしいですか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、事務局からご提案させていただきます。会長には、岩倉市校長会長である岩倉東小学校長の三浦光俊委員を事務局案としてご提案させていただきます。ご異議がなければ拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手)

ありがとうございました。三浦委員は前の席に移動をお願いします。

ここで三浦会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

三浦会長：本年度一年、皆様のご協力をいただきながら進めて行きたいと思います。よろしくをお願いします。

昨日、岩倉市内の5つの小学校で運動会がありました。子どもたちの歓声がどの学校でも響いていました。そんな姿を見ると、とてもいじめなんて無いのかなという感じがしますが、いじめというのは必ずどこかで起こっていて、全くゼロになることはないだろうと言われていきますので、初めから無いとするのではなく、どこかにあるのかなと、そういう目で我々はいつも子どもたちを見ています。今日はいろんな部署の方においでいただきましたので、お互いに情報交換をしながら、何かあった時にお互い連絡を取り合って役に立てるようなそんな会になるといいかなと思います。忌憚のないご意見を出していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

事務局：ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは議題の(1)より三浦会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

三浦会長：それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。始めに本会の運営について確認しておきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局：本日の協議会の議事録については、署名人を置かずに要点整理で行うこととしてよろしいでしょうか。議事録は作成できた段階で委員の皆様へ送付させていただきます。発言内容をご確認いただき、修正等がある場合は事務局までお知らせください。了承が得られたものを議事録として確定し、市のホームページで公表することといたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

3 議題

三浦会長： それでは議題（1）岩倉市いじめ問題対策連絡協議会について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法が施行され、平成 26 年 9 月には愛知県いじめ防止基本方針が示されました。これを受けて本市でも平成 27 年度から岩倉市いじめ防止基本方針の策定に向けてスタートしました。策定には市民意見も募集しながら、平成 28 年 11 月に完成しています。資料 4 の岩倉市子ども条例は、岩倉市の子どもたちが将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、平成 21 年に制定しました。この条例では、子どもの権利を尊重し、また、他の人の権利を尊重するよう努めなければいけないと定められています。本協議会については、資料 3 の 5 ページと 6 ページに記載があります。本協議会は、岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき設置されており、役割としては、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進、関係機関及び団体相互の連絡調整となっておりますが、その他、いじめの防止等に関する取組が、この岩倉市いじめ防止基本方針に基づき、実効的に行われているかの点検等を行っていただく役割も担っていただくこととなります。委員の皆さまには、いじめの発生の未然防止に関する対策の充実を図るため、いじめに関する情報提供や、関係機関同士連携して実施できる取組等について、積極的なご提案をいただきたいと思います。また、市ではこの連絡協議会以外に岩倉市いじめ問題専門委員会という教育委員会の附属機関を設置しています。この委員会は、大学教授、弁護士、医師、臨床心理士等で構成されています。実際に学校で発生した事例等を検証し、再発防止に向けての改善策について、ご意見やご助言をいただくものです。こちらも通常、年 2 回の開催を基本としていますが、重大事案の発生時や、専門委員会の開催が望ましいと判断した場合には開催することとなります。なお、重大事態にあたる場合とは、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるような場合です。方針の 9 ページに体制図を掲載しておりますのでご参照ください。対策連絡協議会についての説明は以上となります。

三浦会長： 続いて議題（2）岩倉市におけるいじめの認知件数の推移について事務局より説明をお願いします。

事務局： 表は、平成 29 年度までの過去 11 年間のいじめの認知件数をまとめたものです。認知件数は平成 20 年度を除き例年 30 件前後で推移していますが、児童生徒数はほぼ毎年減少傾向にありますので、児童生徒数に対する認知件数は増加傾向にあ

るといえます。また、平成 24 年度までは小学校の認知件数に比べて中学校の認知件数が上回っていましたが、平成 25 年度以降は毎年、小学校の認知件数が中学校を上回っているという結果が出ています。文部科学省が実施するいじめに関する調査の最新のまとめでは、平成 28 年度の全国でのいじめの認知件数は小学校 23 万 7,921 件、中学校 7 万 1,309 件でともに過去最多となり、やはり小学校の認知件数が中学校の認知件数を大きく上回った結果が出ています。

三浦会長：続いて議題（3）岩倉市におけるいじめの相談体制について事務局より説明をお願いします。

事務局：本市では、子どもとその保護者が悩みを相談できるように全小中学校に「子どもと親の相談員」を配置しています。相談活動を通して児童生徒の悩みや問題をはじめ、保護者からの相談にも対応することにより、不登校等の早期発見、早期対応や未然防止を図っています。資料 5 は平成 29 年度に子どもと親の相談員が相談を受けた件数等の状況です。相談内容は、友人関係や家庭・家族の問題についての件数が多く、その他にも学習の悩み、先生との関係、身体の悩み等さまざまな相談が寄せられています。相談内容の状況は、小学校では友人関係に関する相談が 506 件と一番多く、次いで家庭・家族の問題が 90 件、次に先生との関係 48 件の順になっています。いじめに関する相談は 5 件でした。中学校では 2 校の中学校で相談内容にばらつきがありますが、両校共に多いのは友人関係に関する相談で合わせて 348 件でした。岩倉中学校では、次いで身体の悩み 158 件、先生との関係 147 件といった順になっています。また、南部中学校では、家庭・家族の問題が 478 件と大変多くなっており、次いで学習の悩み 197 件といった状況です。両中学校共にいじめに関する相談は 0 件でした。また、保護者や教師との相談件数は小中合わせて 545 件、児童生徒への学習支援は 555 件といった状況でした。相談員は相談内容により、教師と連携して解決に当たり、必要に応じて家庭訪問も実施し、早期の問題解決を図っています。こうした相談員の他に、県によるスクールカウンセラーが岩倉北小学校、曾野小学校、岩倉中学校、南部中学校に配置されており、児童生徒や保護者のカウンセリングを行っています。資料 7 は平成 29 年度のスクールカウンセラーへの相談件数等の状況です。上の段が小学校、下の段が中学校の状況となっています。

（A）は不登校の状態にある児童生徒からの相談件数となっています。また、教師からの相談件数には、カウンセラーと教師とによる情報交換等の会議等も含まれていますのでご承知おきください。小学校では、相談者のほとんどが保護者と教師が占め、保護者が 167 件、教師が 175 件と両方で全体の 95%となっています。相談内容では、発達障害等に関するものが 92 件、心身の健康・保健が 87 件、次いで家庭環境、友人関係の順となっています。下の段の中学校では、701 件の相談件数のうち、約 69%にあたる 482 件が教師からの相談です。次いで保護者の 91 件、子どもの 71 件

で、小学校に比べると中学校では生徒本人からの相談が多くなっています。相談内容としては、家庭環境、心身の健康・保健が多くを占めています。

相談件数等の状況は以上のとおりですが、本市では、スクールカウンセラーの他、適応指導教室「おおくす」に教育相談員と臨床心理士を配置して、カウンセリング活動を行うなど、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制づくりを行っています。

相談しやすい体制づくりについて、各自治体ではSNSを利用した相談窓口の設置等の様々な取組が進められていますが、このような相談体制づくりについて、本市としての今後の取組についてご意見をお聞かせいただければと思います。説明は以上です。

三浦会長：ありがとうございました。先ほどからの事務局の説明で聞きたい点等を踏まえ、皆さまからご意見をお願いします。

山村委員：子どもと親の相談員による相談内容で、南部中学校の家庭・家族の問題が478件数と異常に多い。実件数は岩倉中学校と比べてもさほどでもないということは、継続的に相談をしている生徒がいるということ。何度も相談してくるとなるとその子の悩みは大きいものだと思うのですが、その相談内容について分析されていますか。

管理指導主事：岩倉中学校と南部中学校とでは件数が大きく違っていますが、相談員の学校における役割が岩倉中学校と南部中学校とでは異なっているという理由があります。南部中学校では、不登校の子どもたちが何人か学習室に集まってきて、その部屋で不登校の子どもたちの対応をしているという状況が多いです。そうすると、どうしても家庭の話になり、その対応件数が含まれます。割りと多くの子どもたちに対応しているのが南部中学校の相談員の役割です。それに対して、岩倉中学校の相談員は特定の子どものフォローにあたるということが多く、件数としては多く上がってこないということがあると思います。そうした違いが件数の違いになっていると思います。

山村委員：相談員の運用の仕方については、学校まかせということですか。

管理指導主事：各学校の事情によって運用しています

有尾委員：学校のそれぞれの実情に応じた対応になっていると思います。南部中学校には、不登校でも比較的學校に来ることができるが、どうしても時々しか教室には入れないという子どもたちが複数います。そういう子の対応に相談員があたってくださいという実情があります。それがカウントされていくので件数が増えて

いるという現状です。

鵜飼委員：先日、法務局の子ども人権 110 番の電話当番をしましたが、電話をかけてくるのは保護者が多かったです。私は、結構長くこうした電話当番をしてきましたが、以前は子どもからの電話が多かったです。保護者からの相談内容を聞きますと、人間関係や子どもが学校へ行きたくないということでした。小学校の中学年、さらに高学年から中学校へと成長していく中で、子どもたちの自分自身への自信や自己肯定感が少なくなっているようです。

先程、教育長の話にもありましたが、やはり乳幼児の頃からの接し方が大切です。とにかく、きちんと愛情を持って接すること。ただミルクをあげるとかご飯を食べさせるというような機械的な状態では、人間として育たないと思います。心を込めて、「あなたのことを大事だと思っているよ」と、眼差しとか笑顔とかでそうしたことをきちんと伝えられて育った子どもは、人間として成長していくのだと思います。やはり一番大きいのは親の接し方です。

今、小学校や中学校では、とても頑張っていて、いじめ防止に取り組んでいるのですが、そうしたことを家庭まで持ち込んでいかなければいけないと思います。どの時期が大事かと言えば、やはり乳幼児期で、そういった時期に親からの愛情とか関わり等をきちんと補償してあげられる岩倉市であれば、いじめの防止につながっていくのではないかと思います。

先日、大学生が子どもをあやすのにスマホでも良いかどうかという内容でアンケート調査を行った際、多くの大学生がスマホでOKと回答したと伺いました。これはとても問題だと思います。赤ちゃんをあやすのにスマホやテレビ等でやっていたら感情は育ちません。やはり最も大事なことは、人と人とのコミュニケーションだと思います。現在、核家族によって、異年齢の関係も誰かに気を配るといった関係もどんどん減っている中、私たちは、人は一人で生きていけないこと、人と人は支え合って、励まし合って、助け合っていかなければならないことを子どもが小さい時から親の後ろ姿を見て真似できるように示してしていかなければいけません。

私は朝、小学校の通学路でスクールガードをやっているのですが、登校してくる子どもたちの表情を見ていますと、元気に来る子もいるのですが、下を向いて、こちらが挨拶をしても知らん顔で通り過ぎる子どもも多いです。そういった子どもは恐らく親がその子と向き合っていないのではないかと感じています。家庭の役割とは何かと言えば、子どもの心を安定させる場所であると思います。子どもが悲しそうにしていれば、親はそれに気づいて子どもの気持ちを読み取り、その子に合った気配り等をしてあげることが必要です。子どもがどういう心理状態であるかいつも見ていれば、その子に今相応しい言葉が出てくると思います。そしてそれが親の役割だと思います。つらいことあってよし、苦しいことあってよしです。今の親は、子どもが失敗等すると怒ることがあります。失敗することは大人にもあります。でも、それを活かすこと

が生きる力に繋がっていくと思います。親は子どもの人格の土台、人を信じる心を育ててほしい。人を信じる心を育てるにはやはり乳幼児期が大切で、泣いたときにお母さんが助けてくれるという毎日の繰り返しが大切だと思います。そうすると、小学校に入って、その子がもし行き詰ってしまった場合でも、人を信じてオープンマインドに生きられると思います。非行に逸れた時に元に戻れる子と戻れない子の差もここに 있습니다。小さい時にたとえ一人からでもきちんと愛情を持って育てられた子は、ちゃんと戻ってこられます。ですから、市はそういったところをもっともっと大きく、それぞれの部署で発信していただき、それが世論となって岩倉市全体につながっていくことを願っています。今日は、PTA会長さんも出席されていますが、こうしたことをPTA活動の時に広げていただくと、岩倉市が目指す皆が住みやすい、人に優しい岩倉市に繋がっていくと思いますので、よろしくをお願いします。

小野委員：PTAの組織を担当して半年になりますが、PTA組織は役員が毎年1年で交代していくというデメリットがあり、組織としてなかなかうまく機能していかないと感じています。前年度からの行事を引き継いで、決まった計画をこなしていくといった現状です。鵜飼委員が言われるように、それぞれの家族の中で愛情ある育児や躾をしていくのは理想ですが、そこをPTA活動をどう絡めていくかについては、各学校単位ではなく、市全体のPTA活動で取り組んでいかなければ難しいのではないかと思います。

鵜飼委員：全体的な活動でなくても、周りの親しい人たちだけでも良いので地道に繋がっていき、一人でも二人でも増やしていくという取組でも良いと思います。

黒木委員：自分には3人の子どもがおりますが、上の子、真ん中の子、下の子となるにつれて子どもと接する時間が短くなってきてしまい、やはり短かったのかなと成長を見ていて感じる時があります。例えば人との付き合い方。普通の挨拶が下の子はなかなかできずに先生から逃げたりする場面が目につくと、もっと小さい時から接していればよかったなど後悔することがあります。今、共働きの家庭は特に多く、どうしても皆さん保育園へ入れて夕方まで預けっ放しとなると親と接する時間、愛情を受ける時間がとても短くなり、そうした傾向になる可能性はあるのかなと感じます。仮にいじめがあった時でも相談できるのは身近な家族だと思うんです。そのコミュニケーションができていないとどうしても自分の中でため込んで、最悪の場合が起きてしまう可能性もある。やはり家庭で普段から子どもと接する時間を多く持ち、相談しやすい環境を作るということを、学校に任せるとか市に任せるとかではなくて、家庭内でそうした絆を作っていくというのが一番なのではないかと僕は思います。学校では生徒全員のことを目を配れるものではないと思いますし、そこはやはり親の務めでもあります。家庭での接し方やそうした親の意識等、そこを

もう少し変えていかないといけないのではと思います。今の南部中学校は僕らの時代と比べれば、全然素直でいい子が多いです。挨拶もきちんとしてくれますし、昔では考えられないような生徒に育っているのととても嬉しく思います。その学校のPTAとして、保護者の代表として、僕はそうした家庭での意識、認識が必要だと思いました。

三浦会長：家庭が大事だということはありますが、その家庭に恵まれない子どもたちやそこから弾かれてしまう子どもたちもいます。今日、お集まりの機関の方々は、そうした子どもたちを中心にいろいろと手をかけていただいていると思いますので、いじめの相談だとか啓発等について、それぞれの立場からどんなことをしているかお話を伺いたいと思います。

岩田委員：江南警察署管内の岩倉市、江南市、大口町におけるこの1年半のいじめの認知件数はゼロでした。いじめに遭ったので何とかしてほしいという相談はありませんでしたが、隠れた部分はあるのではと思っています。概して、やはり家庭状況が破綻している家庭の子がそうしたことに関わっているということが言えると思います。片親の家庭のお父さんが行為者側になった場合には、コミュニケーションがやはりとれていない、親が夜遅くまで働いてみえると家庭的に愛情の接触があまりできていないという印象があります。警察ではいじめが認知されるような場合は、対応ができる範疇で段階を踏んだ対応をとらせていただきます。

三浦会長：警察に子どもから「いじめられています。」と電話があった場合はどういった対応になるのですか。

岩田委員：まずは顔を見て対応するというので、本人を警察署に招致しての事情聴取となります。保護者にも同行していただきますが、どうしてもお父さんやお母さんの前では口調を濁すということがありますので、聴取の際には場をはずしていただくなど、その子どもにあった事情聴取をさせていただきます。

三浦会長：警察は傷害事件となるような案件であると動くということですか。

岩田委員：傷害に至らない暴行というものや言葉の暴力というものもありました。そうした場合は厳重注意、説諭という形をとることもあります。

三浦会長：相手を呼んで警察が注意等される場合、学校への連絡はいただけるのですか。

岩田委員：学校の中で起きた場合は連絡させていただきます。学校での子どもさんの状況を確認する必要も生じますので伺うこともあります。

三浦委員：児童相談所に相談があった場合はどうですか。

山村委員：児童相談所は児童福祉法上、いじめの関係で学校に調査に入ることができませんので、学校に相談することを勧めることが主な対応になるかと思えます。ただ、児童相談所にはいじめに関する相談がほとんどなく、児童相談所全国共通ダイヤル189に本当に偶に電話相談が入るくらいで、ほとんどがその電話相談で終わることが多い状況です。ひどいいじめであって、警察から通告書が届いた場合は調査に入ることができるのですが、そうした場合以外では学校の問題に児童相談所が介入するということは権限自体がありません。

三浦会長：学校外でいつも特定の人からいじめられているというような場合はどうですか。

山村委員：そうした場合も同じです。調査の対象にはなりません。児童相談所がいじめの加害者側に何かすることはできません。むしろ被害にあっている子どもさんを一時保護するなどを親御さんと相談の上で行うこととなります。学校外でのいじめは、そのいじめの内容によって、いじめをしている本人が学校の児童生徒であればそれは学校教育がやるべき問題ですし、それ以外の者、例えば無職少年が恐喝しているというようなことでしたら、それは警察が対応するべき事案になってくると思えます。

三浦会長：福祉課としてこういう問題についての対応はどうですか。

富委員：山村委員が言われた通りですし、福祉課でもいじめに関してはあまり関わっていない状況です。

福祉課として障がいの担当もしていますので、資料7について質問させていただきますが、発達障害等の件数が多いようですが、障害の手帳を持っている人が多いのか、手帳は所持していないが発育における障がいのある人が多いのか、その点をお伺いしたいと思います。また、障害を持っている方に関するいじめは、他に比べると多いのかどうかの状況についても教えていただきたいと思います。

管理指導主事：発達障害等の件数については、手帳を持っている方も入っていますし、生育不良等が心配だという方も入っています。また発達障害がある子にいじめが多いとか少ないといったことはありません。

三浦委員：主任児童委員のお立場からはどうですか。

伊藤委員：資料6について、先生との関係の相談内容が岩倉中学校では147件となっていますが、この実態把握はしているのですか。子どもにとって、親との関係も大事ですが先生との関係も毎日の生活の中のことですから、この件数は問題があるのではないかと思います。

管理指導主事：先程も触れましたが、岩倉中学校の相談員はどちらかという特定の生徒と深く関わって支援をしていくという形をとっています。その子が抱えている悩みというのが時には先生との関係であったり、身体の悩みであったりというところがあり、支援するその子が抱えている悩みが先生との関係であったということで件数が増えている状況です。内容については、毎学期、相談員に集まっていただき、直接、口頭で報告を受けています。

鵜飼委員：ある園で、年少の頃から靴を投げる等の暴力がひどい子どもがおり、あゆみ教室の先生にも見ていただいたりしたのですが、未だそのままの状態です。その家庭では親が躰で乱暴的なところがあり、それがそのまま他の子どもたちに向かっているという状態が考えられました。親が問題意識を持っていないままの状態で小学校へ入れば、今以上に多くの子どもに対して暴力的な事を行い、問題が大きくなるのではと危惧しています。例えば、そういう園が抱える問題について、親への働きかけ、指導を行うような手立てやシステムが岩倉市にはあるのかなと思いました。やはり親を変えていくということが子どもの変容に繋がる部分もあります。それも年齢が小さければ小さいほど、早く子どもは変わります。大きくなるほど2倍、3倍の面倒をかけて変えていく必要があるので、そうなるとやはり小学校へ入るまでのところが重要です。乳幼児期にそうした手立てを行うようなシステムがあると良いと思いますが、岩倉市の現状はどうですか。

三浦委員：暴力を振るうような子どもがいた時はやはり園も学校も困ってしまいますので、そういう時に相談できるシステムはあるかということですね。

教育長：体制や組織があるとは言えませんが、以前と比べ、保育園と学校との連絡会議等を行うようになっており、カウンセラー等も入りながら対応している部分はあります。そういった子どもについては、小学校へ受け入れる際、園での指導を引き継ぎながら対応をあらかじめ考えておくようにしています。

富委員：親から子どもへの暴力というような場合は、岩倉市要保護児童等対策定例会議において一宮児童相談センターと連携をとり動く場合もあります。

伊藤委員：親から子どもへの暴力は連鎖していくのではないかと想像がつきます。

三浦委員：他の機関ではこうしたケースへの対応はどうか。

岩田委員：一時的な暴力については警察へ届けていただき、隔離や分離という形をとることになります。

三浦委員：隔離や分離で一時的に子どもの安全は守られますが、その子の今後の生活をどう担保していくかとなるとまた別の機関が必要になってくると思います。児童相談所ではそうした場合はどうなりますか。

山村委員：警察から身柄付きで来た場合は、児童相談所で保護し、親への指導を行ってから戻すということになりますが、今回の児童福祉法の改正でかなり市の役割というのが強くなり、市に専門職をおいて軽微な相談については市がまず対応するというシステムを作っていくというのが国の方向性です。ですから今のお話のような幼稚園段階での暴力といった問題は、まずは市が対応するのが一般的ではないかと思えます。その中で、子どもの発達検査が必要だったことになれば、児童相談所と連携して対応していくという形になると思います。今後、厚生労働省としては市単位で専門職員を増やしていくという方針ですので、いずれは市の相談員の体制の中にそういった心理職員を置くなどして、専門性をどんどん高めていくようになるのではないかと思います。

三浦会長：専門職というのは具体的にどういうものですか。

山村委員：現在は福祉関係のケースワーカー的なものを置くことになっていて、それに加えて大きな自治体では、心理職員をその相談員の中に入れていく方針になっています。

三浦会長：心理職員とは臨床心理士とかそういう人ですか。

山村委員：今年から新たに公認心理士という国家資格ができ、この9月に第1回の試験が行われていますので、恐らく今後は国家資格としての公認心理士の方に臨床心理士の資格がシフトしていくのではないかと思います。

三浦会長：岩倉市としてはそういう流れはないですか。

教育子ども未来部長：児童福祉法は改正されましたが、岩倉市の小さな組織単独でなかなか臨床心理士や公認心理士を今すぐ置くという体制にはなっていきません。今、家庭児童相談員として、元教員や元保育士が就いていますが、いろいろな研修に出かけていただき知識向上を図っています。しかし、事案の件数は多くなってきているのは事実です。児童相談所に対応していただいている件数も確かに多くなっていますので、今後、人員配置等、組織についても必要になってくるかと思います。

三浦会長：事案が多すぎて児童相談所ではカバーしきれない面もあると思いますので、市にそういった専門の方がいらっしゃる和我々としても安心できると思います。

法務局の対応についてはどうですか。

喜多委員：法務局では、人権擁護委員と連携して、人権関係の視点からいじめの対応を行っています。子どもへの相談体制については、子どもの人権SOSミニレターというのを毎年、全国の小中学生に配布しており、例年は10月に行っていたのですが、本年は試行的に6月に配布しました。やはり学年が変わった早い段階の方が、周りに適応していない子どもたちの悩みにも対応でき、解決できるのだのではと考え、前倒ししたものです。それ以外にも人権教室や中学生の人権作文コンクール等の取組を通じて、いじめに限らず人権問題についての啓発活動を行っています。

実際にいじめに関する相談があった場合の対応方法については、やはり直接介入、つまり当事者に対する直接的な対応というのは、法務局でもできませんので、基本的には学校の先生や保護者に相談して対応してもらうようにという形で相談の対応をしているところです。ただ、緊急な事案につきましては、学校に情報を提供して見守り等をお願いしている状況です。

三浦会長：今日は沢山のご意見をいただくことができたと思います。これで議事については終了させていただきます。その他については事務局に進行を戻します。

事務局：本日は、さまざまな関係機関の方からご意見を頂戴しましてありがとうございます。こうしたいろいろなお立場の方が集まって情報交換ができる場として非常に有効な場であったと思います。以上で本日の会議を閉会させていただきます。長時間にわたり、ご協議いただき、ありがとうございました。